

2. 単位修得に関する規程 (要旨)

- (1) 本校の教育課程で定められた履修すべき教科・科目とその単位数は、すべて卒業に必要な修得すべき単位数とする。

- (2) 次に該当するものは、進級または卒業することができない。
 - ①成績不振のもの
 - ②出席時数が不足したもの

- (3) 原級留置(留年)が決定された場合は、当該学年におけるすべての教科・科目を再履修する。